免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６００８号
滋賀県甲賀市信楽町長野491―２
破産者　宇田　和史
免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
平成24年１月13日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第１０７９４号
東京都北区岸町１丁目15―30
破産者　江原昃寛こと　姜　　昃寛
審尋期日　平成24年４月16日午前10時
平成24年１月12日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１０２号
和歌山市黒田７番地
清算株式会社　株式会社トーヨー食品
代表清算人　前田　正臣
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
和歌山地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第８号
香川県小豆郡土庄町小馬越甲82番地
清算株式会社　コマツ美島株式会社
代表清算人　山下　博計
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第３８号
京都市南区西九条森本町86番地
清算株式会社　イフシー株式会社
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

平成２３年（ヒ）第１０１号
福岡県大牟田市白金町94番地２
清算株式会社　株式会社ジェイエムエル
代表清算人　古多部幸子
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所大牟田支部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第１０３号
鹿児島市中央町26番18号
清算株式会社　南日本バンクカード株式会社
代表清算人　井之原和典
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、資産の換価を全て終えた日から１か月以内に換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
鹿児島地方裁判所民事第３部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
東京都渋谷区代々木１丁目43番７号
再生債務者　日本エコロジア株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内２丁目４番１号　丸の内ビルディング23階2311区　梶谷綜合法律事務所　弁護士　松下　満俊
平成24年１月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第３号
東京都中央区銀座５丁目４番６号
再生債務者　株式会社吉祥
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区平河町２丁目４番13号　ノーブルコート平河町502号　長屋憲一法律事務所　弁護士　長屋　憲一
平成24年１月11日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第１０２号
東京都世田谷区成城８丁目４番11号
再生債務者　横田　浩介
１　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月３日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年２月24日から平成24年３月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１０７号
東京都豊島区上池袋４丁目29番13号
再生債務者　小林電業株式会社
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月１日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年３月７日から平成24年３月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１０９号
埼玉県東松山市小松原町９番５号
再生債務者　株式会社長谷部組
１　決定年月日時　平成24年１月６日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月７日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年３月６日から平成24年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１号
東京都渋谷区代々木１丁目43番７号
再生債務者　日本エコロジア株式会社
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年３月15日から平成24年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第７０号
神戸市中央区栄町通２丁目４番14号
再生債務者　株式会社ＤＡＩＳＥＩ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式の全てにあたる普通株式1000株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生債務者が再生計画認可決定確定後最初に行う募集株式について募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資の履行をした最初の日
平成24年１月10日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第６４号
東京都渋谷区道玄坂２丁目16番４号
再生債務者　株式会社ララ・プラン
１　決議に付する再生計画案　平成23年12月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年２月14日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年２月６日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年１月31日
平成24年１月11日
東京地方裁判所民事第20部